

特殊な建築材料を使用する個別の建築物に係る建築基準法施行令

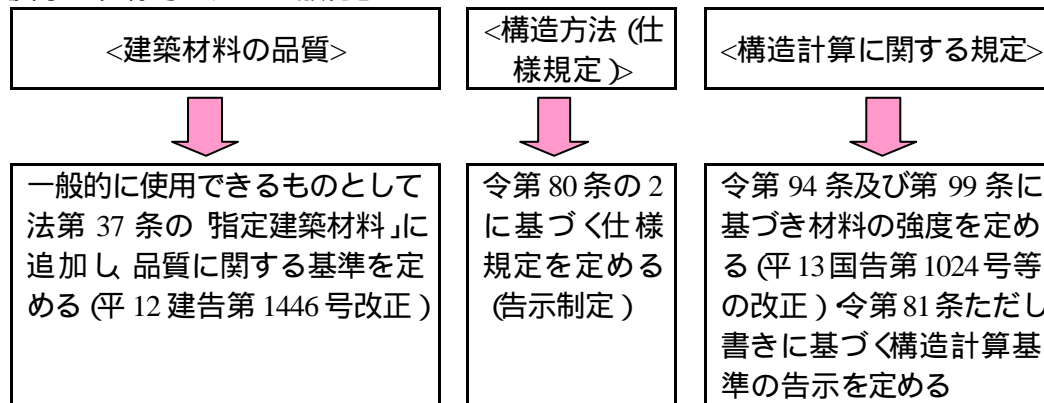
第 36 条第 2 項第 3 号又は第 4 項の国土交通大臣認定の運用について

特殊な建築材料を使用する建築物に関する取り扱いについて、従来原則として告示による一般化が必要であるとの運用を行ってきたため、実績があまりなく、新材料を使用した建築物を実現するためには時間・手間がかかりすぎる等の指摘があった。そこで、個別の建築物を対象に、建築基準法施行令第 36 条第 2 項第 3 号又は第 4 項の国土交通大臣の認定の運用について次の通りとし、技術開発の成果のより円滑な導入を図ることとする。

【運用の整理について】

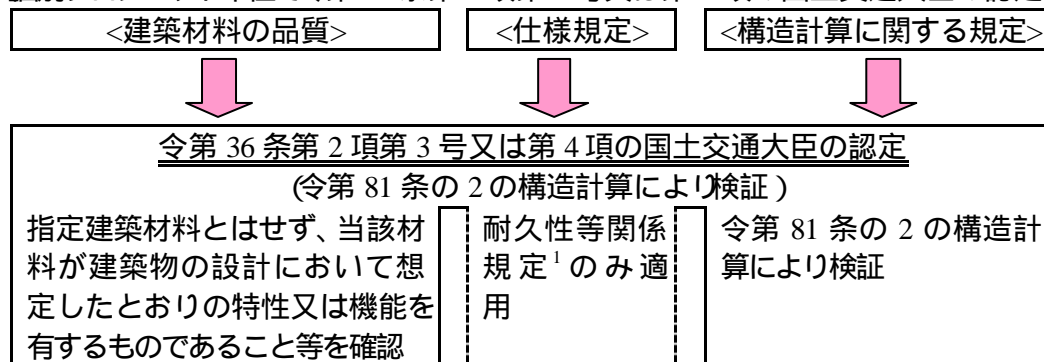
建築基準法上、一般的な建築材料を使用した構造については、建築材料の品質（法第 37 条）、構造方法（施行令第 3 章第 2 節～第 7 節）、構造計算（施行令第 3 章第 8 節）の観点から規制が行われている。施行令に定められているもの以外の建築材料に対しては、以下のとおり、告示の改正や制定により、一般的に使用可能とするように対応がなされてきた。

【告示で仕様等を定め一般化】



特殊な建築材料で、建築材料の品質に関する規定、仕様規定、構造計算に関する規定が定められていないものを個別の建築物に用いる際には、上記のように告示で仕様等を一般化するほか、次のようなルートで実現可能とする。

【個別プロジェクト単位で令第 36 条第 2 項第 3 号又は第 4 項の国土交通大臣の認定を取得】



¹ 令第 36 条に規定される耐久性等関係規定のうち、令第 3 章第 1 節 第 2 節の全ての構造種別に適用される耐久性等関係規定のみが適用される。（建築主事又は指定確認検査機関による確認が必要。）